

告示

埼玉県告示第千二百九十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年九月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

妻沼東宝リバーサイドモール

埼玉県熊谷市弥藤吾千百二十番地一

ロ 変更の概要

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 六四八・八平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 六四八・八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 面積 一一五・二立方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 一一五・二立方メートル

ハ 変更年月日

平成二十四年九月三十日

二 届出年月日

平成二十四年九月十三日

二 縦覧期間

平成二十四年九月二十五日から平成二十五年一月二十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年九月二十五日から平成二十五年一月二十五日まで

ロ 意見書提出先

